

## 賃上げ促進税制の改正について

令和6年8月5日

各位

アーセプト税理士法人  
社員税理士 後条直孝

法人の令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度を対象に、賃上げ促進税制の改正についてご紹介致します。

(個人事業主は令和7年から令和9年までの各年が対象となります。)

### 1. 改正の経緯

子育て両立支援や女性活躍支援、対象となる企業枠の拡充及び中小企業の賃上げへのインセンティブを促進する目的で行われました。

#### (1) 子育て両立支援や女性活躍支援

①くるみん、プラチナくるみん認定の企業対象

②えるぼし、プラチナえるぼし認定の企業対象

#### (2) 対象企業枠の拡充 (中堅企業の追加) : 措法42条の12の5②、10条の5の4②

青色申告書を提出する従業員2,000人以下の法人、個人事業者 (一定のものを除く) 追加

#### (3) 中小企業の賃上げへのインセンティブ: 措法42条の12の5③、10条の5の4②

青色申告書を提出する資本金1億円以下の法人等又は従業員1,000人以下の個人事業主は賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越が可能となります。

### 2. 留意点

#### (1) 法人: 租税特別措置法42条の12の5

①大企業及び中堅企業 → 「継続雇用者の給与等支給額」対象

②中小企業者等 → 「全雇用者の給与等支給額」対象

③5年間の繰越税額控除金額は給与等支給額が前年度の給与等支給額より増加している場合に控除可能となります。(租税特別措置法42条の12の5④)

#### (2) 個人事業主: 租税特別措置法10条の5の4

①上記(1)①と同様

②上記(1)②と同様

③上記(1)③と同様

※中小企業者等は要件を満たせば大企業及び中堅企業対象の税額控除も適用できます。